



平成 30 年 10 月 24 日

各 位

大阪府中央区伏見町四丁目1番1号
ステラケミファ株式会社
代表取締役 深田純子
(コード番号 4109 東1)
(問合せ先)取締役執行役員総務部長 小方教夫
TEL 06-4707-1511

ストック・オプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、同 238 条および 239 条の規定ならびに平成 30 年 6 月 20 日開催の当社第 75 期定時株主総会における承認に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員に対して発行するストック・オプションとしての新株予約権について、具体的な内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約券の行使に際して出資される財産の価額その他未定事項は、当該新株予約権の割当日までに決定されます。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、以下の要領で当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の割当の対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名 90個

当社の従業員 88名 490個

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 58,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

4. 新株予約権の総数

580個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記3. に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

5. 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

6. 新株予約権の割当日

平成 30 年 11 月 30 日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第 194 条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

8. 新株予約権の権利行使期間

2020 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の主な条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
11. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
12. 新株予約権の取得に関する事項
 - ①当社は、新株予約権者が上記9.による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
13. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ①合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
14. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
15. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。
16. 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法および新株予約権の公正な評価額の算定基準
取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に存在する当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。
新株予約権1個当たりの公正な評価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

《ご参考》

定時株主総会付議のための取締役会	平成30年5月16日
定時株主総会の決議日	平成30年6月20日

以上